

# 個人情報の取扱いに関する同意書兼外国 PEPs に関する通知同意書

株式会社 優良住宅ローン 御中

お申込日 西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住所	住所
申込本人 (自署) 氏名	連帯債務者 (自署) 氏名

私(申込本人及び連帯債務者をいいます。)(以下「契約者」といいます。))は、株式会社優良住宅ローン(以下「取扱金融機関」といいます。))に行った事前審査申込み及び本申込並びに契約(以下「本契約」といいます。))について、取扱金融機関の本契約及び独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。))の審査を行うにあたり、取扱金融機関及び取扱金融機関の取引先金融機関が下記第1条から第4条のとおり当該個人情報を取扱うことについて同意の上、この申込をします。私は入居家族、担保提供者、工事請負事業者担当者、売買契約書等に記載された売主その他第三者に関する個人情報について、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、取扱金融機関に提供すること及び取扱金融機関が機構及び取扱金融機関の取引先金融機関に提供することについて本人の同意を得た上で、取扱金融機関及び機構に提供します。また、第10条を遵守いたします。

## 記

### 第1条 個人情報の収集・保有、利用

1 取扱金融機関は本契約による取扱金融機関との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を保護措置を講じた上で収集・利用します。

- 長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)借入申込書および契約書等に契約者が記載した契約者の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成及び住居状況の情報
- 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額及び、支払回数、その他貸付条件、諸経費情報及び振込先情報
- 本契約に関する支払い開始後の利用残高、月々の返済状況
- 本契約に関する契約者の支払い能力を調査するため、契約者が申告した契約者の資産、負債、収入、支出、取扱金融機関が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務返済状況
- 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律に基づく本人確認書類

### 2 第三者への個人情報の提供

取扱金融機関及び機構は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。))及び、個人情報の保護に関する法律第69条第2項に規定される場合を除き、第三者に提供することはありません。

### 第2条 個人情報の利用目的

1 取扱金融機関が下記目的のために第1条(1)(2)の個人情報を利用します。

- 取扱金融機関の住宅ローン事業の新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのため
- 取扱金融機関の住宅ローン事業の市場調査やデータ分析等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- 取扱金融機関の住宅ローン事業、保険代理業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
- 保険代理店事業における保険会社より委託を受けた保険募集業務及び集金業務

### 2 取扱金融機関の取引先金融機関が個人情報を利用する業務の内容及び目的

取扱金融機関の取引先金融機関は、個人情報保護法に基づき、取扱金融機関から提供を受けた契約者の個人情報を、取扱金融機関が調達する資金に対する与信判断・与信管理に必要な範囲で利用します。

### 第3条 個人信用情報機関への登録・利用等

(1) 取扱金融機関が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、契約者及び当該契約者の配偶者の個人情報が登録されている場合には、契約者の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、それを利用します。

(2) 契約者の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報、客観的な取引事実が当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、契約者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されます。

株式会社日本信用情報機構への登録情報	登録期間
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	下記の情報のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)及び返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)	この申込に係る契約継続中及び契約終了後5年以内
取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制執行、破産申立、債権譲渡等)	この申込に係る契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に関する情報については当該事実の発生日から1年以内)
この申込に基づく個人情報(本人を特定する情報並びに申込日及び申込商品種別等の情報)	照会日から6カ月以内

(3) 取扱金融機関が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ番号は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

株式会社日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/> TEL: 0570-055-955

\*株式会社日本信用情報機構は貸金業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員名簿等の詳細は、同社が開設しているホームページをご覧ください。貸金業法に基づく指定信用情報機関。

(4) 取扱金融機関が加盟する個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関は下記の通りです。

- ① 全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/> TEL:0120-540-558(携帯電話、PHS等からのお問い合わせ先:03-3214-5020)  
\*全国銀行個人情報センターは主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報情報機関です。
- ② 株式会社シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/> TEL:0120-810-414  
\*株式会社シー・アイ・シーは割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人情報情報機関です。  
上記の各社の加盟資格、加盟会員名簿等の詳細は、各社が開設しているホームページをご覧ください。

#### 第4条 個人情報の開示・訂正・削除

(1) 契約者は、取扱金融機関及び第3条に記載の個人情報機関に対して個人情報保護法に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

①取扱金融機関に開示を求める場合には第7条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、取扱金融機関所定の方法(取扱金融機関のホームページ)によってもお知らせします。

②個人情報情報機関に開示を求める場合には、第3条に記載の個人情報情報機関にご連絡ください。

(2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、取扱金融機関が速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

#### 第5条 本同意事項に不同意の場合

取扱金融機関は、契約者が本契約の必要な記載事項(契約書表面で契約書に記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本同意条項第2条に同意しない場合でも、これを理由に取扱金融機関が本契約をお断りすることはありません。

#### 第6条 利用中止の申し出

本同意条項第2条による同意を得た範囲内で取扱金融機関が当該情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の取扱金融機関での利用を中止する措置をとります。

#### 第7条 個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口

個人情報の開示・訂正・削除についての契約者の個人情報に関するお問い合わせ、利用中止、その他のご意見の申し出に関しましては、下記までお願いします。

〒160-0023 東京都新宿区西新宿4丁目34番7号 住友不動産西新宿ビル5号館(1階) 株式会社優良住宅ローン (TEL 03-6457-7451)

#### 第8条 本契約が不成立の場合

本契約が不成立の場合であっても申込みをした事実は、第1条及び第3条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

#### 第9条 条約の変更

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

#### 第10条 外国 PEPs に関する通知

(1) 私、私の家族(配偶者(事実婚を含みます)、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母及び子)のうち、外国政府等において重要な地位を占める以下の職に就いている、または過去就いたことのある人物がいる場合、又はいずれの職に就くことになった場合は、遅滞なく、次項の項目について別途書面で取扱金融機関に通知いたします。

- ① 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- ② 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- ③ 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ④ 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ⑤ 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- ⑥ 中央銀行職員
- ⑦ 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員。

(2) 前項に定める通知には、以下の①乃至③を含むものとします。

- ① 私との関係(続柄)
- ② 国名
- ③ 職位

以上